療養費の支給要件等

支給を受ける条件

やむを得ず健康保険の資格を確認できず自費で受診したときなど、次に該当する場合に、滋賀県自動車健康保険組合がやむを得ないと認めたときに療養費が支給されます。

① 当組合に加入後間もなく医療機関を受診し、有効な資格を確認する事が出来ず、自費で診療を受けたとき

② 保険証または資格確認書の交付を受けているが、持参を忘れたため、自費で診療を受けたとき

③ 滋賀県自動車健康保険組合の加入期間に、資格がなくなった他の保険者の健康保険を使用して診療等を受け、医療費の返還を行ったとき

④ 限度額適用・標準負担額減額認定証を提示しなかったことにより、入院時に支払った食事療養費を減額されない金額で支払ったとき

※限度額適用・標準負担額減額認定証とは、被保険者の市町村民税が非課税である場合、滋賀県自動車健康保険組合に限度額適用・標準負担額減額認定申請書を提出することで、限度額適用・標準負担額減額認定証が発行されます。この認定証を医療機関等にご提示いただくことで、医療費や入院時食事療養費が減額されます。

⑤ 生血液の輸血を受けたとき（保存血を輸血した場合は、原則、保険診療の対象となるため療養費を請求する必要はありません。）

支給額

申請書に添付された診療明細書等により、滋賀県自動車健康保険組合が「健康保険の療養に要する費用の額の算定方法（診療報酬点数表）」に基づき計算した額から、加入者が窓口負担すべき額を差し引いた額が療養費として支給されます。
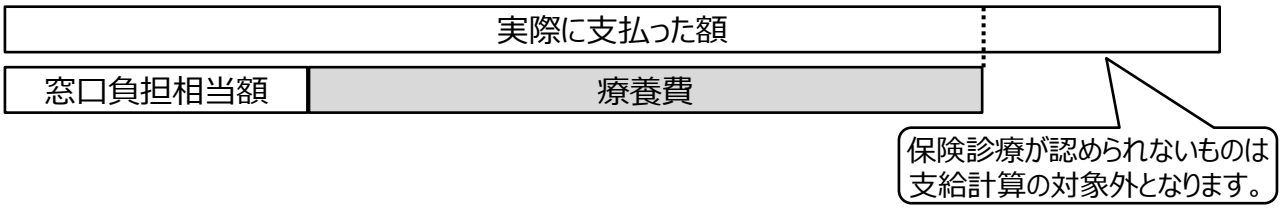
実際に支払った額（返還した額）の中に保険診療が認められていない処置や薬剤、病気の予防を目的とする予防注射等の費用が含まれている場合は、療養費の計算から除かれます。